医療事故を無くし、安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現する ためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づく りが不可欠である。

現在、全国各地の医療現場においては、医師・看護師の不足が深刻化しているため、増員と離職防止に有効な施策が求められている。

このような中、第166回通常国会において、「医師・看護師など医療従事者の大幅増員」、「看護職員は、夜間は患者10人に1人以上、日勤時は患者4人に1人以上」、「夜勤日数を月8日以内に規制するなど看護職員確保法の改正」を求める請願が採択された。

また、高齢社会を迎え、介護サービスに対する国民のニーズや期待は ますます高まり、今後必要とされる介護職員の安定的な確保が必要不可 欠な状況となっている。

国は、介護・福祉分野の人材確保に関する指針を改正したところであるが、介護職員においても、労働環境を整備するなど介護制度が十分機能していくための人材確保が喫緊の課題となっている。

よって国におかれては、すべての人々に健康と福祉を享受する権利を 保障するため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善を図るため、医師確保に向けて、必要な法律を制定し、予算措置を講ずること。
- 2 看護師を大幅に増員するため、「看護師等の人材確保の促進に関す る法律」を改正すること。
- 3 介護ニーズに対応するのに必要な人材を安定的に確保するため、マンパワーへの適切な報酬体系の確立や労働環境の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、 文部科学大臣、厚生労働大臣